

(傷病手当付加金)

第59条 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間のうち、最初の一年の間は、傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の15分の2に相当する額を、それ以降は15分の1に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の15分の2、あるいは15分の1に相当する額を支給する。

- 一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- 二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

なお、法第104条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。

また、報酬等との調整により傷病手当金の支給が始まっていない場合は、当該傷病手当金の支給が始まるまで、傷病手当金付加金も支給しない。

- 2 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項および第4項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。

この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項のいずれかに該当する場合

出産手当金、報酬、又は障害厚生年金の支給を受けるときは、支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額を傷病手当金付加金として支給する。ただし、当該額が零を下回る場合は零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額及び規約第60条の規定により算定される出産手当金付加金の合計額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

(2) 法第108条第4項に該当する場合

障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなった日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合は法第99条第2項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金付加金の全額を支給する。ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

3 法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書き又は法108条第3項ただし書きの規定による差額の支給及び規約第60条第3項の規定による出産手当金付加金を受けるとき、傷病手当金付加金の支給額は、法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額から法第102条第2項の規定により算定される出産手当金および規約第60条の第1項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合には零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

4 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、端数は切り捨てる。

(附則)

(経過措置)

第1条 この規約変更は令和2年4月1日から施行する。

第2条 施行日以前に傷病手当金の給付が開始された者に関する傷病手当金付加金の施行日以降の支給に関しては、なお従前の例による。

(過去附則)

1. 第46条の規約を第59条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。

2. この規約変更は平成19年4月1日から施行する。

3. この規約変更は平成28年4月1日から施行する。